



旭川市立朝日小学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和4年4月 改訂)

【目 次】

はじめに	…	2
第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項		
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	…	2
2 いじめの理解	…	3
第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組		
1 本校のいじめの実情及び令和4年度の目標（指標）	…	5
2 児童が主体となった取組の推進	…	5
3 学校いじめ対策組織の設置	…	6
4 いじめ防止の取組	…	7
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	…	8
◇いじめ発見・見守りチェックリスト	…	9
◇主な相談窓口	…	10
6 いじめの対処	…	11
7 いじめの解消	…	12
◇早期発見・事案対処マニュアル	…	13
8 いじめの重大事態への対応	…	14
9 いじめ防止等に関する機関、保護者等との連携	…	15
10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携	…	15
11 学校いじめ防止プログラム	…	16

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている児童がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び北海道の「北海道いじめ防止基本方針」、旭川市の「旭川市いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び4年度の目標（指標）

【令和3年度の本校のいじめの実態】

○認知件数 1件

○「嫌な思い」の態様

- ・トイレの電気をふざけて消された。
- ・トイレのドアを押さえつけられた。
- ・ゲームでけんかになった。
- ・一緒に帰りたいのに走って逃げられた。
- ・変なあだ名で呼ばれた
- ・陰口を言われた。 など

○解消率 100%

○児童アンケート

- ・「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」回答児童（100%）
- ・「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」回答児童（0%）

【令和4年度の目標】

- 「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」回答児童100%の維持。
- 「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」回答児童0%の維持。

2 児童が主体となった取組の推進

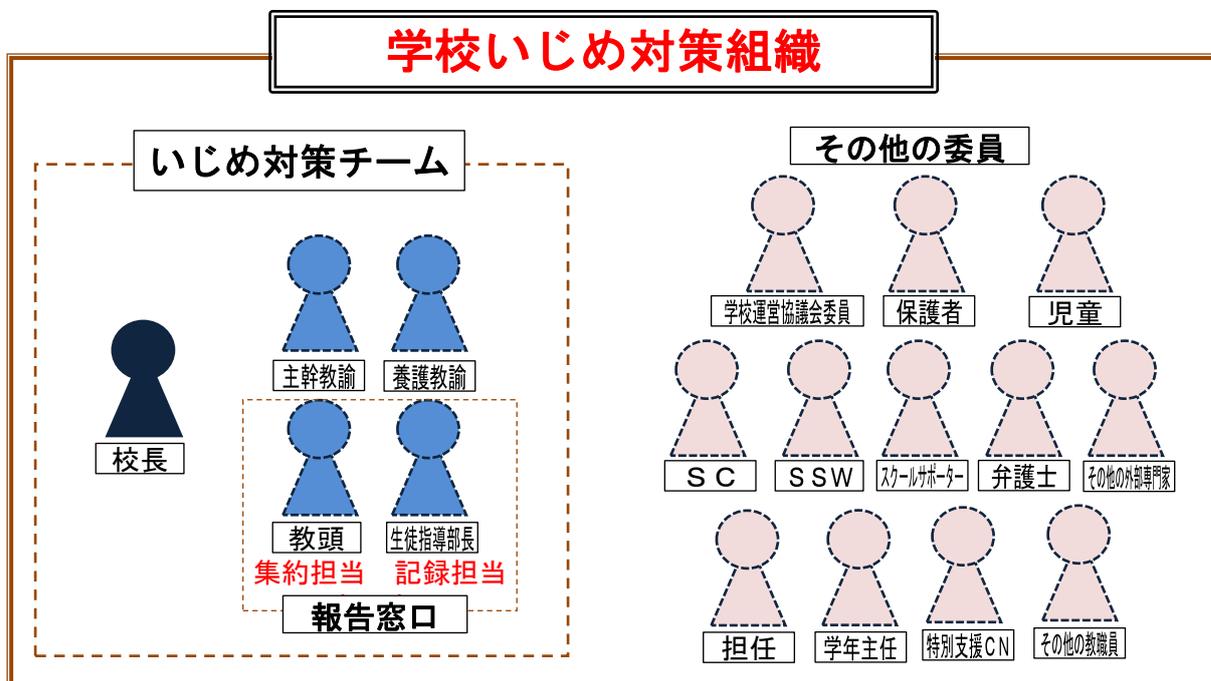
いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題を考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

○児童会を中心に、いじめの問題等について話し合い、本校の実態に応じた、「ストップいじめ宣言」を策定する。

○児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成



(2) 学校いじめ対策組織の役割

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う。
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめの認知の判断を行う。
- いじめの解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する。
- 学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う。
- 学校いじめ対策組織会議の内容の記録・保管をする。

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議や校内研修において周知し教職員全員の共通理解を図る。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，「ストップいじめ宣言」の作成を支援し，学校いじめ対策組織の存在や取組について，児童が容易に理解できる取組を進める。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実及び命を尊重する授業の工夫・改善，読書活動・体験活動などの推進により児童の社会性を育む取組を進める。
- 児童の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により，多様性を理解するとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- 幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習状況等が関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。
- 教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方に細心の注意を払う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っていると実感することができる機会をすべての児童に提供し，児童の自己有用感を高めるよう努める。
- 自己肯定感が高まるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえば、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活動、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

いじめ発見・見守りチェックリスト

朝日小学校いじめ対策組織

年 組 記入者

【記入日 月 日】

朝の会 帰りの会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。 [児童氏名] <input type="checkbox"/> 顔色，雰囲気などが普段の様子と違う。 [] <input type="checkbox"/> 表情がさえない，おどおどしている， うつむいていることが多い。 []
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入る。 [児童氏名] <input type="checkbox"/> 泣いている。泣いた形跡がある。 [] <input type="checkbox"/> 机の上や中が汚れている。 [] <input type="checkbox"/> 机や椅子が乱雑になっている。(されている) [] <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている。(されている) []
授業中	<input type="checkbox"/> 特定の児童の名前が何度も話題になる。 [児童氏名] <input type="checkbox"/> グループ分けや班活動で孤立しがちである。 [] <input type="checkbox"/> 配付物がきちんと配られない。 [] <input type="checkbox"/> 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 [] <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きされる。 [] <input type="checkbox"/> 体調不良を訴え，保健室に頻繁に行こうとする。 []
休み時間	<input type="checkbox"/> 職員室や保健室に頻繁に行く。 [児童氏名] <input type="checkbox"/> 先生の近くに居ることが多い。 [] <input type="checkbox"/> 特定の児童を避ける動きが見られる。 [] <input type="checkbox"/> 一人でぼつんとしている。 [] <input type="checkbox"/> 特定の児童を囲むように児童が集まる。 [] <input type="checkbox"/> 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 [] <input type="checkbox"/> 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 [] <input type="checkbox"/> 侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。 [] <input type="checkbox"/> 集団でトイレに行って，なかなか出て来ない。 []
給食時	<input type="checkbox"/> 配膳すると嫌がられる。 [児童氏名] <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。 [] <input type="checkbox"/> 望まないおかずを多く盛られる。 [] <input type="checkbox"/> 食べ物を他人に取られる。 [] <input type="checkbox"/> お弁当などを一人で食べている。 []
清掃時	<input type="checkbox"/> 嫌な作業をいつもやらされる。 [児童氏名] <input type="checkbox"/> 最後まで一人で作業をやらされる。 []
放課後	<input type="checkbox"/> 急いで一人で帰る。 [児童氏名] <input type="checkbox"/> 先生に何か言いたそうにしている。 [] <input type="checkbox"/> 他の児童の分まで荷物を持たされる。 []
その他	<input type="checkbox"/> 成績が急に下がる。 [児童氏名] <input type="checkbox"/> 服が汚れている。不自然な乱れがある。 [] <input type="checkbox"/> 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 [] <input type="checkbox"/> 日記，作文等に気になる表現や描写がある。 [] <input type="checkbox"/> 持ち物に落書きされたり，靴や傘を隠されたりする。 [] <input type="checkbox"/> 悪口を言われても，愛想笑いをする。 [] <input type="checkbox"/> 人権を無視したようなあだ名を付けられる。 []

アンテナを高く，些細なことにも目を向けて！ 日常から積極的な見取りを行います。

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110 (ゼロゼロなの ひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立朝日小学校 TEL 32-3204

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

(3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

(5) 性に関わる事案への対応

- 組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対処を行う。
- 対応するチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

(6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

○学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会から対応への指導・助言を受け、該当学校との連携協力を行う。

7 いじめの解消

単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

○いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

○いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察する。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 教頭・生徒指導部長 → 校長・教頭

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- 周囲の生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
 - 事実の整理、指導方針の再確認
 - スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
 - 生徒指導体制の点検・改善
 - 教育相談体制の強化
 - 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
 - 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
 - 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
 - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
 - 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

8 いじめの重大事態への対応

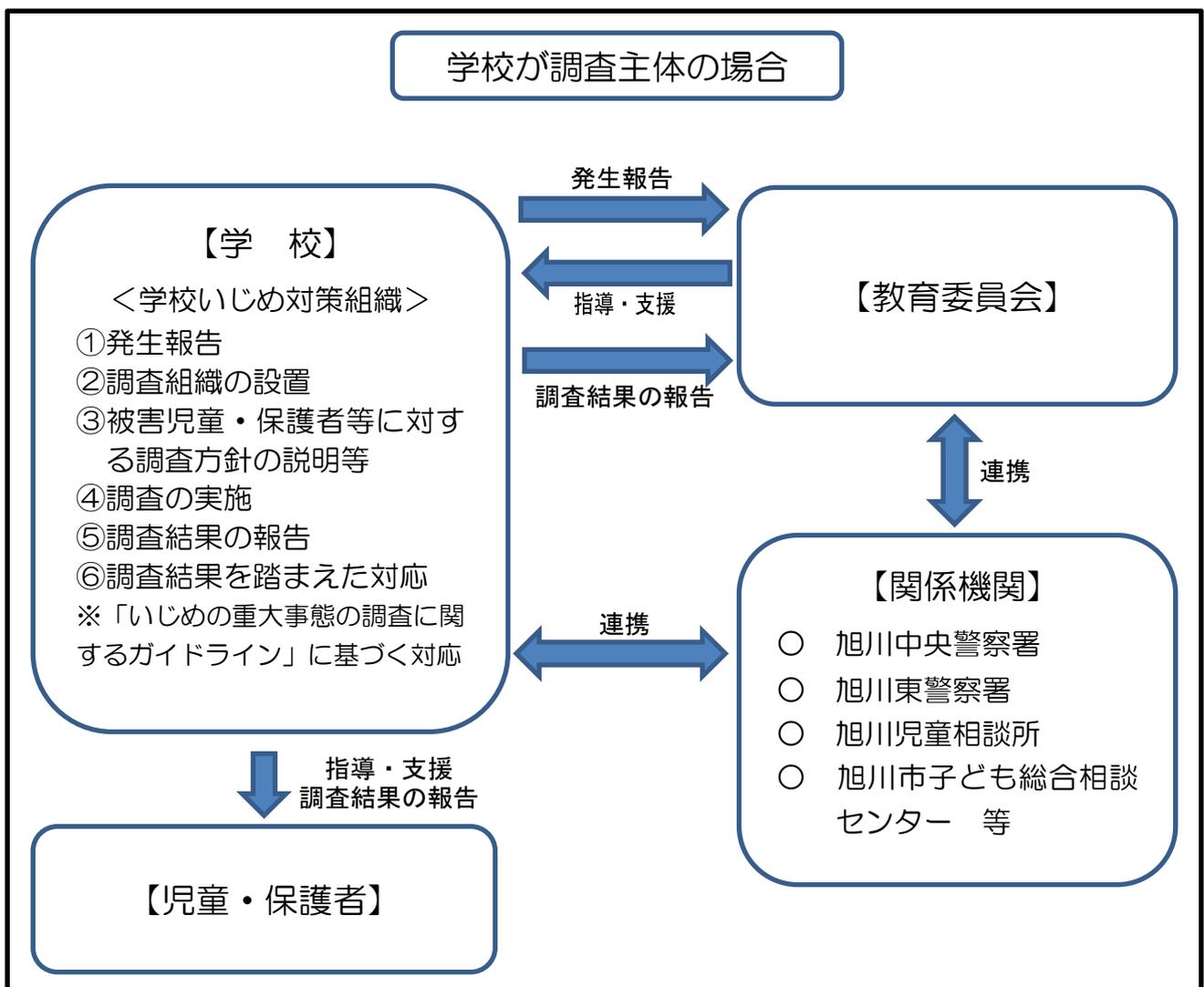
いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

○学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。

○教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。

○重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。

○調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供する。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

- 関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。
- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
 - いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。（再掲）
 - 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

- インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。
- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。
 - 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
 - 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

[保護者の役割]

- 保護者は、その保護する児童の発達の段階を踏まえ、児童の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、児童が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は、その保護する児童にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

電子メディアの合言葉 令和2年1月児童会本部作成

1 生活の優先順位を^{かんが}えよう。

- ① ゲームにのぼす、その手をストップ！～勉強^{べんきょう}や読書^{どくしょ}してる？
- ② 時間^{じかん}を大切に！～家族^{かぞく}とルール^き決めてる？～

2 自分^{じぶん}や自分^{じぶん}の周り^{まわ}の人のことを^{かんが}えよう。

- ① 個人情報^{こじんじょうほう}ながしてない？
- ② 知らない人^{ひと}とつながってない？

1 1 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月（強調月間）
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の内容の共通理解 ○学校ネットパトロール（通年） ○生活目標の取組（通年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○いじめ把握のアンケート調査 <ul style="list-style-type: none"> ※毎月実施で実施する ○児童を語る会での児童理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○教育相談 ○いじめアンケート調査①
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針（児童版）策定 <ul style="list-style-type: none"> ・各学級での検討、周知 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーによる教育相談 <ul style="list-style-type: none"> ※5月～2月実施 ○ストップいじめ宣言 ○挨拶運動（通年）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童が主体となった未然防止の取組 ○子ども理解支援ツール「ほっと」の実施
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針の保護者周知 ○基本方針のHP公開 	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーによる教育相談 <ul style="list-style-type: none"> ※5月～2月実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域と連携した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・百寿大学の方々との連携活動
	7月	8月	9月
教職員		<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 ○生活・学習Actサミットを受けた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・学習Actサミットへの参加 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど ○生活リズム強化週間① 	<ul style="list-style-type: none"> ○電子メディア合い言葉の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学級活動 ○縦割り班活動
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活 ○道徳の授業の公開 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめに係わる内容の道徳科授業 	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修 ・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について ○児童を語る会での児童理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○教育相談 	
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○児童が主体となった未然防止の取組 ○「生命（いのち）の安全教育」の授業 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査② ○子ども理解支援ツール「ほっと」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活リズム強化週間② ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センターなど ○縦割り班活動
家庭・地域			<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活

	1月	2月	3月
教職員		<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況，指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○中学校との連携 ・進学に伴う情報交換
児童		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査③ ○「私の未来プロジェクト」 ・命の大切さ，尊厳について学ぶ ○外部講師（警察）による，スマホ安全教室 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センターなど
家庭・地域		<ul style="list-style-type: none"> ○外部講師（警察）による，スマホ安全教室への参加 ○学校運営協議会，保護者懇談会による協議 ・学校の取組等の評価 	